

安全報告書

平成29年04月01日

一般貸切旅客自動車運送事業における情報の公表について
「運輸安全マネジメントに関する取り組み」

平成18年10月1日、運輸安全一括法の施行により、道路運送法が改正されたことに伴い、株式会社あいら観光では、安全管理規程第17条及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全に関する情報について公表します。

公表項目

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

① 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 安全確保の最優先がバス事業者の使命である事を深く認識し、社長及び役員・社員全員が安全の確保に最善の努力をします。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行します。
- (4) 輸送の安全に関する計画（P）、実行（D）、チェック（C）、改善（A）のサイクルを確実に実施するとともに、安全対策を随時見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。そして輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。
- (5) 輸送の安全は、社員の健康に起因することも一つの重要な要素であることから、社員の健康の増進に積極的に関わってまいります。

② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する目標（平成28年度）

- (1) 重大事故ゼロ件（0件）
- (2) 有責事故ゼロ件（0件）
- (3) 飲酒・酒気帯び出勤の撲滅

当該目標の達成状況（平成28年度）

- （1）重大事故ゼロ件（0件）
- （2）有責事故ゼロ件（0件）
- （3）飲酒・酒気帯び出勤の撲滅

③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
上記の事故はゼロ件（0件）

※参考資料

道路運送法第29条に基づき国土交通大臣に届け出る事故

第1号 自動車が転覆し、転落、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの

第2号 死者又は重症者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの

第3号 自動車に積載された次に掲げるものの、一部が飛散し、又は漏洩したもの

第4号 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な捜査により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号の掲げる傷害が生じたもの

第5号 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの（運転を途中で中止した場合）

第6号 自動車の装置（道路運送車両法（第41条各号に掲げる装置）の故障により、自動車が運行できなくなったもの